

第17節 人と自然との触れ合いの活動の場

対象道路事業実施区域及びその周辺には人と自然との触れ合いの活動の場である鶴見緑地等が存在し、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられるため、調査、予測及び評価を行いました。

17.1 道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場

1) 調査

(1) 調査の手法

① 調査した情報

a) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況

人と自然との触れ合いの活動の場（以下、「触れ合い活動の場」といいます。）の分布、自然特性、活動の内容及び利用状況について、概況を調査しました。

b) 主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

触れ合い活動の場のうち、不特定多数の人が利用するものを、主要な触れ合い活動の場として選定し、以下の内容を調査しました。

- ・分布の状況（面積・延長・対象道路からの距離）
- ・利用の状況（利用形態・利用時間帯・交通手段）
- ・利用環境（自然資源の内容、景観等の特性）

② 調査手法

調査は、既存資料調査及び現地調査により行いました。既存資料を表 8-17-1 に示します。また、表 8-17-2 に示す関係機関への聞き取りにより行いました。

現地調査は、触れ合い活動の場において、目視及び写真撮影により利用の状況、利用環境の観察・記録を行ったほか、定点における時間帯ごとの利用者数の計測を行いました。

表 8-17-1 既存資料一覧

資料名	発行者	発行年月・資料確認時点
全国観るなび(日本観光振興協会 HP)	日本観光振興協会	平成 27 年 4 月時点
OSAKA-INFO	公益財団法人大阪観光コンベンション協会	平成 27 年 4 月時点
大阪観光ガイドブック		平成 26 年 11 月
大阪観光地図(大阪市内全域)		平成 25 年 12 月
みどりの大阪推進計画	大阪府	平成 21 年 12 月
花博記念公園鶴見緑地 HP	鶴見緑地指定管理者 鶴見緑地スマイル 5	平成 27 年 4 月時点
淀川河川公園 HP	淀川河川公園 守口サービスセンター	平成 27 年 4 月時点
国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所資料	淀川河川事務所	平成 27 年 4 月時点
自治体 HP	大阪府、大阪市、守口市	平成 27 年 4 月時点
守口市文化財ガイドマップ	守口市	平成 23 年 11 月
歴史の散歩道 大阪市史跡連絡遊歩道の しおり 淀川・江口コース	大阪市	平成 25 年 5 月

表 8-17-2 触れ合い活動の場の聞き取り先等

聞き取り先	聞き取り年月日
国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所	平成 27 年 5 月 27 日

③ 調査地域

調査地域は、対象道路が触れ合い活動の場の利用性の変化、快適性の変化を生じさせる範囲として、対象道路事業実施区域から約 500m 程度の範囲としました。

④ 調査地点

調査地点は、調査地域内の触れ合い活動の場のうち、不特定多数の人々が利用している箇所を、主要な触れ合い活動の場として選定しました。

なお、調査地域内及び調査地域外に「歴史の散歩道-大阪史跡連絡散歩道-中之島・鶴見コース」が広く分布しています。本コースの一部には、川沿いに遊歩道と公園がひらける中之島等の自然と触れ合うことができる場が存在しますが、これらの場は調査地域から離れています。また、調査地域内を通過する本コースは道路上にあり、日常的に自然と触れ合うことができる場として考えにくいことから、主要な触れ合い活動の場の対象外としました。

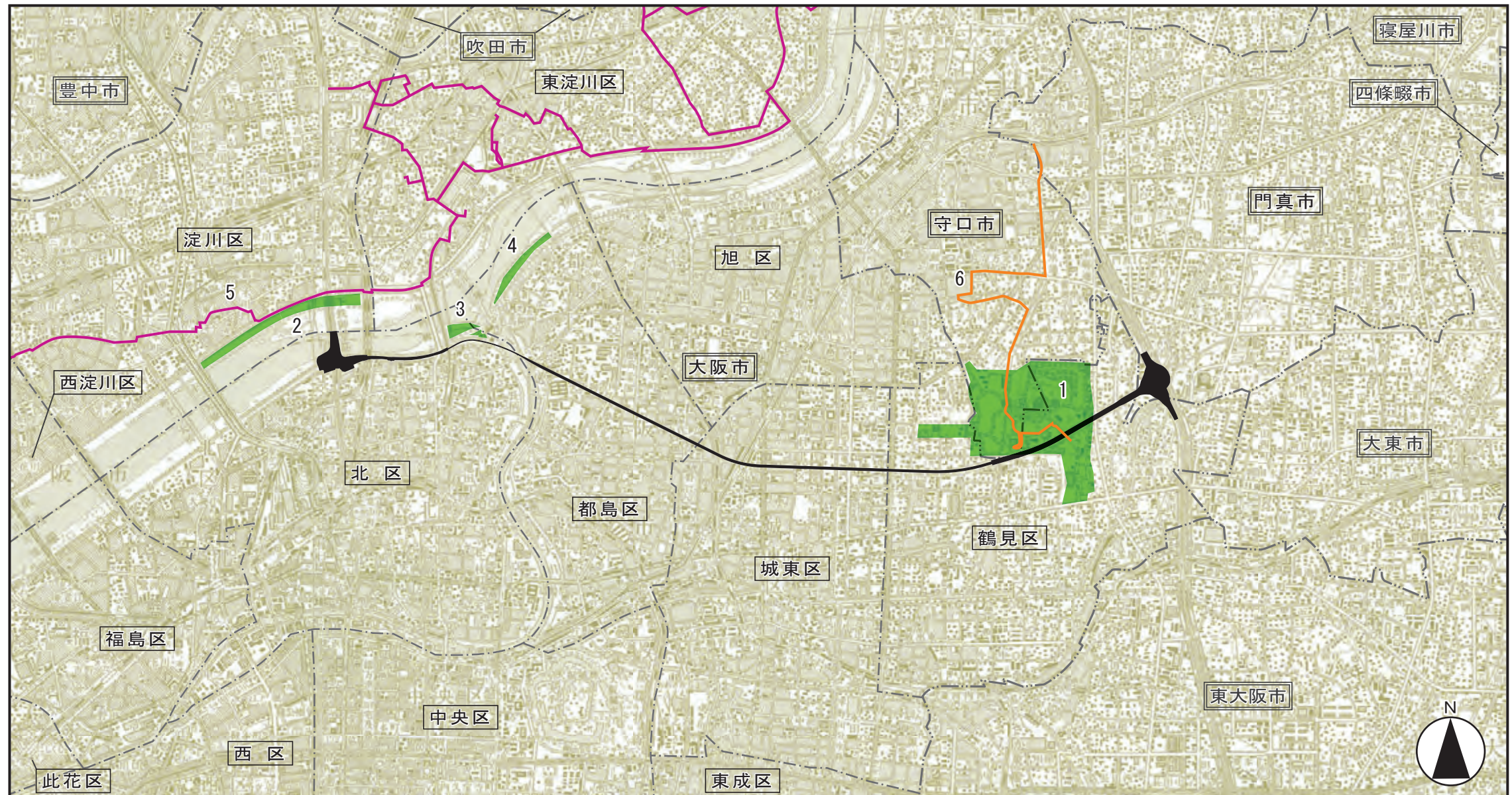
調査地点を表 8-17-3 及び図 8-17-1 に示します。

表 8-17-3 主要な触れ合い活動の場の調査地点

番号	名称	活動の内容	概要	出典資料	
1	花博記念公園鶴見緑地	バードウォッチング 散策 等	大阪市と守口市にまたがる、大阪を代表する公園です。広大な敷地内では、花と緑がおりなす豊かな自然を満喫できます。また、気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができます。	1, 2, 3, 4, 5, 6	
2	淀川河川公園	西中島地区・十三野草地区	自然観察や アウトドア活動など、多様なレクリエーションに利用されている国営公園です。淀川河川公園周遊コースが存在し、ウォーキングに利用されています。	1, 2, 5	
3		長柄地区・長柄河畔地区			
4		毛馬地区			
5	歴史の散歩道-大阪史跡連絡散歩道-淀川・江口コース	散策	淀川と深いかかわりをもった歴史を秘める地域を廻るコースです。淀川堤防からの眺望、また緑あふれる大野川歩行者自転車専用道路を散策することが可能です。	7	
6	史跡散策モデルコース	西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース	散策	西三荘駅から遊び心と花・緑、自然いっぱいの遊歩道の西三荘ゆとり道、そして鶴見緑地から鶴見緑地駅を散策するコースです。	8, 9

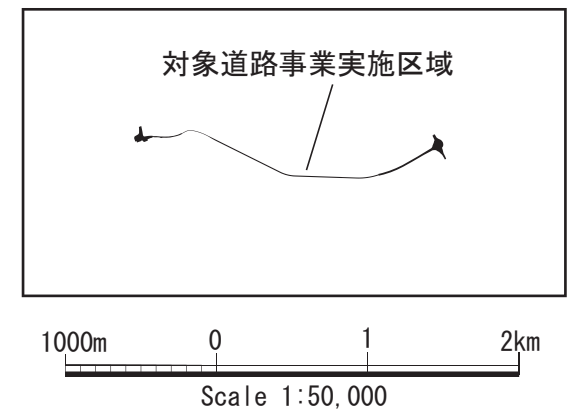
注) 表中の番号は図 8-17-1 に対応しています。

- 出典資料：
- 1, 全国観るなび (日本観光振興協会 HP)
 - 2, OSAKA-INFO
 - 3, 大阪観光ガイドブック
 - 4, 大阪観光地図 (大阪市内全域)
 - 5, みどりの大阪推進計画
 - 6, 大阪府ホームページ
 - 7, 大阪市ホームページ
 - 8, 守口市ホームページ
 - 9, 守口市観光パンフレット



凡 例		備考)	
記号	番号	名称	
■	1	花博記念公園鶴見緑地	1, 全国観るなび (日本観光振興協会HP)
	2	淀川河川公園：西中島地区・十三野草地区	2, OSAKA-INFO (大阪観光局HP)
	3	淀川河川公園：長柄地区・長柄河畔地区	3, 大阪観光ガイドブック
	4	淀川河川公園：毛馬地区	4, 大阪観光地図 (大阪市内全域)
—	5	歴史の散歩道-大阪市史跡連絡遊歩道 -淀川・江口コース	5, みどりの大阪推進計画
—	6	史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道 ・寺方周辺の史跡散策コース」	6, 大阪府ホームページ 7, 大阪市ホームページ 8, 守口市ホームページ 9, 守口市観光パンフレット

備考) 出典資料
 1, 全国観るなび (日本観光振興協会HP)
 2, OSAKA-INFO (大阪観光局HP)
 3, 大阪観光ガイドブック
 4, 大阪観光地図 (大阪市内全域)
 5, みどりの大阪推進計画
 6, 大阪府ホームページ
 7, 大阪市ホームページ
 8, 守口市ホームページ
 9, 守口市観光パンフレット



図名

図8-17-1 主要な触れ合い活動の場の調査地点

⑤ 調査期間等

既存資料は、原則として最新の資料を対象としました。

現地調査の調査期間は、季節的な変化を把握するため四季(夏季～春季)を基本としました。

調査時間は、早朝から日没までとし、休日又は祝日に調査を行いました。

調査期間を表 8-17-4 に示します。

表 8-17-4 触れ合い活動の場の調査期間等

季節	調査期間	調査時間	天候
夏季	平成 24 年 8 月 26 日(日)	6 時～19 時	晴
秋季	平成 24 年 10 月 14 日(日)	6 時～18 時	曇時々晴
冬季	平成 25 年 2 月 17 日(日)	7 時～18 時	晴時々曇
春季	平成 25 年 4 月 29 日(月・祝)	6 時～19 時	晴
補足*	平成 27 年 1 月 25 日(日)	—	晴

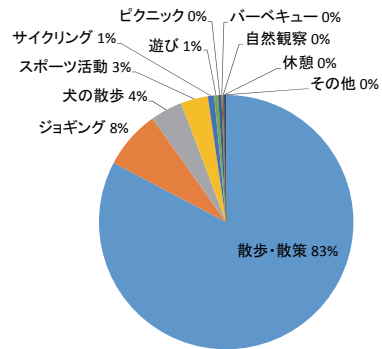
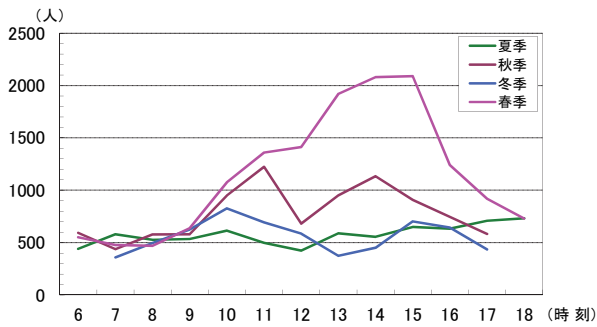

※補足調査では、圧迫感の程度を検討するために、利用環境の補足把握を行いました。

(2) 調査の結果

主要な触れ合い活動の場の概況、分布の状況、利用の状況及び利用環境の状況を表 8-17-5(1)～(5)に、利用状況を写真 8-17-1(1)～(5)に示します。

なお、花博記念公園鶴見緑地と史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」については、場所が重複するため同一地点として扱いました。

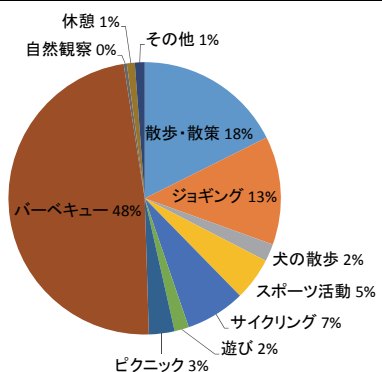
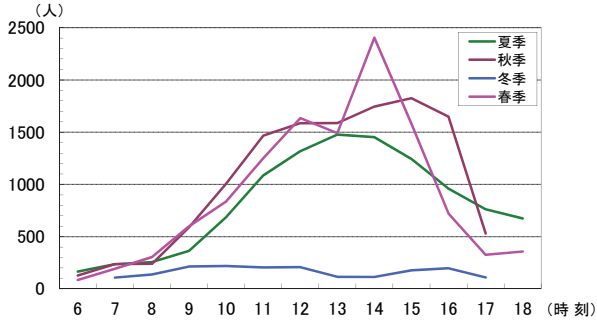

表 8-17-5(1) 触れ合い活動の場の調査結果（花博記念公園鶴見緑地、史跡散策モデルコース）

調査地点	花博記念公園鶴見緑地、史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」		
概況及び分布	概況	公園の多くの面積は芝生や花壇などの緑地、植栽された低木、高木による樹林が整備されており、博物館などの施設や、球技場及びプールなどのスポーツ施設を除いたほぼすべての場所が触れ合い活動の場となっています。現地調査時の利用者数は、夏季：7,043人/日、秋季8,662人/日、冬季5,914人/日、春季13,451人/日でした。	
	面積・延長	約121.8ha(花博記念公園鶴見緑地) 約6.5km(史跡散策モデルコース)	対象道路からの距離 約15m(花博記念公園鶴見緑地) 約0m(史跡散策モデルコース)
利用の状況	利用形態	<p>散歩や散策が特に多く、他にはバードウォッチング、自然観察や鑑賞、草花の採取、ピクニックや凧揚げなどが確認されました。</p> 	
	利用時間帯	<p>閉園時間は無く、常時開園されています。ただし、国際庭園などの一部の場所に限っては夜間の立ち入りはできなくなります。現地調査においては、早朝から日没時刻まで、すべての時間帯にわたって様々な利用状況が確認されました。</p> 	
交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市営地下鉄長堀鶴見緑地線 鶴見緑地駅すぐ ・大阪市バス「鶴見緑地西」・「鶴見緑地公園前」・「諸口」、京阪バス「鶴見緑地」、近鉄バス「諸口」各バス停下車すぐ ・有料駐車場あり（合計収容台数2,181台） 		
利用環境	<p>花の谷、風車、国際庭園など多岐にわたる施設があります。有料施設としては、咲くやこの花館（温室）、鶴見緑地庭球場、鶴見緑地プール、鶴見緑地球技場、乗馬苑、鶴見スポーツセンターがあります。この他にも公園のいたるところにベンチやトイレ、水飲み場、売店が設けられています。大池とよばれる池を中心として樹林、丘、せせらぎ等が整備され、自然の地形が再現されています。園内のいたるところに季節の草花や樹木が植えられています。</p>		
施設等位置図	 <p>出典： 花博記念公園鶴見緑地 ホームページ</p>		

①	 <p>散歩・散策</p>	②	 <p>ジョギング</p>
③	 <p>バードウォッチング</p>	④	 <p>川で遊ぶ</p>
⑤	 <p>植物鑑賞</p>	⑥	 <p>踊りの練習</p>
⑦	 <p>ピクニック</p>	⑧	 <p>凧揚げ</p>

写真 8-17-1(1) 花博記念公園鶴見緑地、史跡散策モデルコースの利用状況

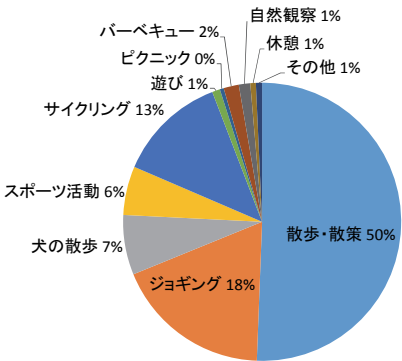

表 8-17-5(2) 触れ合い活動の場の調査結果（淀川河川公園 西中島地区・十三野草地区）

調査地点	淀川河川公園 西中島地区・十三野草地区		
概況及び分布	概況	昭和 47 年から事業化され整備が進められている国営公園です。淀川の河川改修によってできた河川敷を活かして、近畿圏の人々に豊かな自然環境と多様なレクリエーション空間を提供するために整備された公園です。西中島地区・十三野草地区は大阪市淀川区から東淀川区にかけて分布しています。現地調査時の利用者数は、夏季：3,256 人/日、秋季 3,788 人/日、冬季 1,588 人/日、春季 7,147 人/日でした。	
	面積・延長	西中島地区：約 6.7ha 十三野草地区：約 4.6ha	対象道路からの距離 西中島地区：約 250 m 十三野草地区：約 500m
利用の状況	利用形態	<p>散歩、ジョギング、サイクリングは季節を問わず多く観察されました。その他には眺望を楽しむことや日光浴を含めた休憩のほか、市民参加型の清掃活動、堤防の斜面を利用した子供のそり遊び、凧揚げ等が確認されました。夏季と秋季には、バーベキュー場におけるバーベキューが盛んに行われていました。</p> 	
	利用時間帯	<p>閉園時間は設けられておらず、常時開園されています。現地調査時には、早朝から日没時刻までにわたって常時利用が確認されました。</p> 	
交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪急電車南方駅、地下鉄御堂筋線西中島南方下車徒歩 7 分 ・ 大阪市バス「木川東 2 丁目」下車徒歩 5 分 ・ 駐車場あり (122 台) 		
利用環境	<p>野球場 (3 面) のほか、バーベキュー場、トイレ、ベンチ、日よけ等が整備されています。十三野草地区では草花の保護等が進められています。野草広場地区では、四季の野草や湿性植物が積極的に植栽されるとともに、ゆるやかな起伏をもった地形やタマリ (池) などが整備されています。</p>		
施設等位置図	 <p style="text-align: right;">出典：淀川河川事務所資料</p>		

①		②	
	サイクリング		散歩、ジョギング
③		④	
	バーベキュー		噴水で遊ぶ
⑤		⑥	
	犬の散歩		凧揚げ
⑦		⑧	
	道具遊び(草すべり)		清掃活動

写真 8-17-1 (2) 淀川河川公園 西中島地区・十三野草地区 の利用状況

表 8-17-5(3) 触れ合い活動の場の調査結果（淀川河川公園 長柄地区・長柄河畔地区）

調査地点	淀川河川公園 長柄地区・長柄河畔地区		
概況及び分布	概況	昭和 47 年から事業化され整備が進められている国営公園です。淀川の河川改修によってできた河川敷を活かして、近畿圏の人々に豊かな自然環境と多様なレクリエーション空間を提供するために整備された公園です。長柄地区・長柄河畔地区は大阪市北区に位置しています。 現地調査時の利用者数は、夏季：839 人/日、秋季 1,283 人/日、冬季 1,385 人/日、春季 2,477 人/日でした。	
	面積・延長	約 3.3 ha(長柄地区：約 2.2 ha、長柄河畔地区：1.1 ha)	対象道路からの距離 約 60m (長柄地区) 約 8 m (長柄河畔地区)
利用の状況	利用形態	散歩、ジョギング、サイクリングはすべての季節で多く観察されています。その他には日光浴、釣り、バーベキュー、凧揚げ、ゴミ拾いなどの活動が確認されました。	
	利用時間帯	閉園時間は設けられておらず、常時開園されています。駐車場はありません。 現地調査時には、早朝から日没時刻までにわたって常時利用が確認されました。	
交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市バス「長柄東」下車徒歩約 7 分 ・駐車場なし 		
利用環境	トイレ、ベンチ、日よけ等が整備されています。長柄地区・長柄河畔地区には、淀川河川公園における用途の分類のうちの自然地区や野草広場地区は整備されておらず、地区全体が施設広場地区となっています。ほぼ全域草地となっており、堤防上には樹高の高い木が散在しています。		
施設等位置図			

出典：淀川河川事務所資料

①		②	
サイクリング・体操		ジョギング	
③		④	
釣り		野球	
⑤		⑥	
ボール遊び		バーベキュー	
⑦		⑧	
休憩		犬の散歩	

写真 8-17-1 (3) 淀川河川公園 長柄地区・長柄河畔地区の利用状況

表 8-17-5(4) 触れ合い活動の場の調査結果（淀川河川公園 毛馬地区）

調査地点	淀川河川公園 毛馬地区			
概況及び分布	概況	<p>昭和 47 年から事業化され整備が進められている国営公園です。淀川の河川改修によってできた河川敷を活かして、近畿圏の人々に豊かな自然環境と多様なレクリエーション空間を提供するために整備された公園です。毛馬地区は大阪市都島区に位置しています。</p> <p>現地調査時の利用者数は、夏季：2,765 人/日、秋季 4,828 人/日、冬季 2,371 人/日、春季 4,244 人/日でした。</p>		
	面積・延長	約 6.2 ha	対象道路からの距離 約 500 m	
利用の状況	利用形態	<p>隣接する淀川河川公園長柄地区・長柄河畔地区と同様に、散歩、ジョギング及びサイクリングが非常に多く行われていました。眺望を楽しむことや、ピクニック、日光浴、釣りなどの活動が確認されました。</p>		
	利用時間帯	<p>閉園時間は設けられておらず、常時開園されています。駐車場はありません。現地調査時には、早朝から日没時刻までにわたって常時利用が確認されました。</p>		
	交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市バス「毛馬橋」下車徒歩 10 分、「毛馬 2 丁目」下車徒歩 10 分 ・駐車場はありませんが、北側に隣接する淀川河川公園赤川地区の駐車場(81 台)が利用可能 		
利用環境	<p>野草広場、トイレ、ベンチ、日よけのほか、野球場（2 面）・テニスコート（2 面）・陸上トラック（サッカー・ラグビー兼用）（1 面）が整備されています。毛馬地区には野草広場が整備されている。この他にも広い面積の芝生広場が整備されています。</p>			
施設等位置図				

出典：淀川河川事務所資料

①		②	
ジョギング		サイクリング	
③		④	
釣り		体操	
⑤		⑥	
野球		サッカー	
⑦		⑧	
ピクニック		犬の散歩	

写真 8-17-1(4) 淀川河川公園 毛馬地区の利用状況

表 8-17-5(5) 触れ合い活動の場の調査結果（歴史の散歩道-大阪史跡連絡散歩道-淀川・江口コース）

調査地点	歴史の散歩道-大阪史跡連絡散歩道-淀川・江口コース																																
概況及び分布	概況	市内の各所にある先史時代から古代、中世、近世、近代に至るまでの史跡を巡るために整備された遊歩道です。「歴史の散歩道」と呼ばれています。 淀川・江口コースは、大阪市の東淀川区～淀川区～西淀川区にまたがる形で設定されています。現地調査時の利用者数は、夏季：1,727人/日、秋季2,726人/日、冬季1,480人/日、春季2,844人/日でした。																															
	面積・延長	歴史の散歩道の延長は公表されていません。複数の区にまたがっており、調査地点はその一部です。	対象道路からの距離 約 350 m																														
利用の状況	利用形態	調査を行ったすべての季節を通じて、散歩、ジョギング及びサイクリングが多く行われていました。その他、犬の散歩や休憩が行われていました。																															
	利用時間帯	歴史の散歩道は一般の道路や歩行者専用道であるため、利用時期や時間帯に制限はありません。現地調査時には、早朝から日没時刻までにわたって健康づくりのための利用が確認されました。																															
	交通手段	歴史の散歩道は広範囲に及んでおり、場所によって異なるが大阪市営地下鉄、大阪市バス、阪急線などからのアクセスが可能です。淀川沿いのルートへは、阪急電車南方駅、地下鉄御堂筋線西中島南方駅あるいは大阪市バス「木川東2丁目」が近いです。																															
利用環境	歴史の散歩道のコースとなっている経路上にはシンボルマーク、案内板、路面標示が整備されている場所がありますが、鶴見緑地沿いの経路上にはこれらの施設はありません。淀川に面した経路からは、水辺や野草などを有する河川敷特有の自然景観が眺望できます。																																
施設等位置図	<p style="text-align: right;">出典：大阪市ホームページ</p>																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="background-color: #e0e0e0;">淀川・江口コース史跡リスト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 判官松伝承地</td> <td>11 須賀神社跡のくす</td> <td>20 瑞光寺・雪鯨橋</td> </tr> <tr> <td>2 大和田城跡</td> <td>12 中島大水道跡</td> <td>21 定専坊</td> </tr> <tr> <td>3 佃漁民ゆかりの地</td> <td>13 大願寺・長柄人柱碑</td> <td>22 松山神社</td> </tr> <tr> <td>4 姫嶋神社</td> <td>14 中島惣社</td> <td>23 大宮</td> </tr> <tr> <td>5 住吉神社・淀川戎神社</td> <td>15 崇禪寺</td> <td>24 平田の渡し跡</td> </tr> <tr> <td>6 野里の渡し跡</td> <td>16 摂津県・豊崎県県庁所在地跡</td> <td>25 大隅神社</td> </tr> <tr> <td>7 上田秋成寓居跡・加島銭所跡</td> <td>17 摂津国分尼寺伝承地法華寺</td> <td>26 逆巻の地藏尊</td> </tr> <tr> <td>8 神津神社</td> <td>18 柴島城跡</td> <td>27 寂光寺(江口の君堂)</td> </tr> <tr> <td>10 蒲田神社</td> <td>19 柴島神社</td> <td>28 乳牛牧跡</td> </tr> </tbody> </table>			淀川・江口コース史跡リスト			1 判官松伝承地	11 須賀神社跡のくす	20 瑞光寺・雪鯨橋	2 大和田城跡	12 中島大水道跡	21 定専坊	3 佃漁民ゆかりの地	13 大願寺・長柄人柱碑	22 松山神社	4 姫嶋神社	14 中島惣社	23 大宮	5 住吉神社・淀川戎神社	15 崇禪寺	24 平田の渡し跡	6 野里の渡し跡	16 摂津県・豊崎県県庁所在地跡	25 大隅神社	7 上田秋成寓居跡・加島銭所跡	17 摂津国分尼寺伝承地法華寺	26 逆巻の地藏尊	8 神津神社	18 柴島城跡	27 寂光寺(江口の君堂)	10 蒲田神社	19 柴島神社	28 乳牛牧跡
淀川・江口コース史跡リスト																																	
1 判官松伝承地	11 須賀神社跡のくす	20 瑞光寺・雪鯨橋																															
2 大和田城跡	12 中島大水道跡	21 定専坊																															
3 佃漁民ゆかりの地	13 大願寺・長柄人柱碑	22 松山神社																															
4 姫嶋神社	14 中島惣社	23 大宮																															
5 住吉神社・淀川戎神社	15 崇禪寺	24 平田の渡し跡																															
6 野里の渡し跡	16 摂津県・豊崎県県庁所在地跡	25 大隅神社																															
7 上田秋成寓居跡・加島銭所跡	17 摂津国分尼寺伝承地法華寺	26 逆巻の地藏尊																															
8 神津神社	18 柴島城跡	27 寂光寺(江口の君堂)																															
10 蒲田神社	19 柴島神社	28 乳牛牧跡																															

①		②	
	散歩		犬の散歩
③		④	
	ジョギング		ジョギング
⑤		⑥	
	サイクリング		サイクリング
⑦		⑧	
	休憩		サイクリング

写真 8-17-1 (5) 歴史の散歩道-大阪史跡連絡散歩道-淀川・江口コースの利用状況

2) 予 測

(1) 予測の手法

① 予測手法

主要な触れ合い活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた解析により行いました。

また、対象道路が近接するなどにより、圧迫感が生じる可能性がある場合は、フォトモンタージュによる予測を行いました。

それぞれの予測手法を表 8-17-6 に示します。

表 8-17-6 触れ合い活動の場の予測手法

項 目	予測手法
主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変の程度	対象道路事業実施区域と主要な触れ合い活動の場を重ね合わせ、改変の位置及び程度を予測しました。
利用性の変化の程度	対象道路と主要な触れ合い活動の場の位置関係により、利用の支障の有無、支障が生じる箇所、当該施設を利用可能な人数の変化を予測しました。
快適性の変化の程度	対象道路と主要な触れ合い活動の場の位置関係により、認識される近傍の風景の変化が生じる位置及び程度を予測しました。

② 予測地域

調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の特性を踏まえて主要な触れ合い活動の場に係る環境影響が考えられる地域としました。

主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変の程度については、改変が生じる地域としました。利用性の変化については、主要な触れ合い活動の場への到着時間・距離の変化が生じる地域としました。快適性の変化については、認識される近傍の風景の変化が生じ、雰囲気は阻害されると想定される地域としました。

③ 予測対象時期等

道路（地表式、掘割式、嵩上式）及び換気塔の設置が完了する時期としました。

(2) 予測の結果

① 主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変の程度、利用性及び快適性の変化の程度

各予測地点における予測結果を表 8-17-7(1)～(5)に示します。

表 8-17-7(1) 触れ合い活動の場の予測結果（花博記念公園鶴見緑地、史跡散策モデルコース）

予測項目	予測結果
主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変の程度	花博記念公園鶴見緑地は、対象道路から南及び北に約 30m 離れており、対象道路によって改変されないと予測されます。また、史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」は、対象道路を横断しますが、横断箇所はトンネル構造であり、対象道路によって改変されないと予測されます。
利用性の変化の程度	花博記念公園鶴見緑地及び史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」は、対象道路によって改変されないことから、利用の支障及び支障が生じる箇所、利用可能な人数の変化は生じないと予測されます。なお、主に花博記念公園鶴見緑地中央に位置する大池において、バードウォッチングが行われていますが、対象道路から 250m 以上離れているほか、騒音に関する必要な環境保全措置が実施されることから、騒音による利用の支障はないと考えられます。また、花博記念公園鶴見緑地及び史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」へ至る経路は、対象道路による障害はなく、到達時間等の変化は生じないと予測されます。
快適性の変化の程度	花博記念公園鶴見緑地及び史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」から対象道路が視認でき、対象道路構造物が近接することから、圧迫感の程度について検討を行いました（②参照）。その結果、圧迫感はなく、本公園及び本コースの雰囲気は阻害されないと予測されます。

表 8-17-7(2) 触れ合い活動の場の予測結果（淀川河川公園 西中島地区・十三野草地区）

予測項目	予測結果
主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変の程度	淀川河川公園-西中島地区・十三野草地区は、対象道路から北に約 250m 離れており、対象道路によって改変されないと予測されます。
利用性の変化の程度	淀川河川公園-西中島地区・十三野草地区は、対象道路によって改変されないことから、利用の支障及び支障が生じる箇所、利用可能な人数の変化は生じないと予測されます。また、淀川河川公園-西中島地区・十三野草地区へ至る経路は、対象道路による障害はなく、到達時間等の変化は生じないと予測されます。
快適性の変化の程度	淀川河川公園-西中島地区・十三野草地区から対象道路を視認できますが、淀川や淀川河川敷の風景を阻害しないことから、淀川河川公園-西中島地区・十三野草地区の雰囲気は阻害されないと予測されます。

表 8-17-7(3) 触れ合い活動の場の予測結果（淀川河川公園 長柄地区・長柄河畔地区）

予測項目	予測結果
主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変の程度	淀川河川公園-長柄地区・長柄河畔地区は、近傍を通過する対象道路がトンネル構造であることから、対象道路によって改変されないと予測されます。
利用性の変化の程度	淀川河川公園-長柄地区・長柄河畔地区は、対象道路によって改変されないことから、利用の支障及び支障が生じる箇所、利用可能な人数の変化は生じないと予測されます。また、淀川河川公園-長柄地区・長柄河畔地区へ至る経路は、対象道路による障害はなく、到達時間等の変化は生じないと予測されます。
快適性の変化の程度	淀川河川公園-長柄地区・長柄河畔地区から対象道路を視認できますが、淀川や淀川河川敷の風景を阻害しないことから、淀川河川公園-長柄地区・長柄河畔地区の雰囲気は阻害されないと予測されます。

表 8-17-7(4) 触れ合い活動の場の予測結果（淀川河川公園 毛馬地区）

予測項目	予測結果
主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変の程度	淀川河川公園-毛馬地区は、対象道路から北に約 500m 離れており、対象道路によって改変されないと予測されます。
利用性の変化の程度	淀川河川公園-毛馬地区は、対象道路によって改変されないことから、利用の支障及び支障が生じる箇所、利用可能な人数の変化は生じないと予測されます。また、淀川河川公園-毛馬地区へ至る経路は、対象道路による障害はなく、到達時間等の変化は生じないと予測されます。
快適性の変化の程度	淀川河川公園-毛馬地区から対象道路を視認できますが、淀川や淀川河川敷の風景を阻害しないことから、淀川河川公園-毛馬地区の雰囲気は阻害されないと予測されます。

表 8-17-7(5) 触れ合い活動の場の予測結果（歴史の散歩道-大阪史跡連絡散歩道-淀川・江口コース）

予測項目	予測結果
主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変の程度	歴史の散歩道-大阪史跡連絡散歩道-淀川・江口コースは、対象道路から北に約 350m 離れており、対象道路によって改変されないと予測されます。
利用性の変化の程度	歴史の散歩道-大阪史跡連絡散歩道-淀川・江口コースは、対象道路によって改変されないことから、利用の支障及び支障が生じる箇所、利用可能な人数の変化は生じないと予測されます。また、歴史の散歩道-大阪史跡連絡散歩道-淀川・江口コースへ至る経路は、対象道路による障害はなく、到達時間等の変化は生じないと予測されます。
快適性の変化の程度	歴史の散歩道-大阪史跡連絡散歩道-淀川・江口コースから対象道路を視認できますが、淀川や淀川河川敷の風景を阻害しないことから、歴史の散歩道-大阪史跡連絡散歩道-淀川・江口コースの雰囲気は阻害されないと予測されます。

② 圧迫感の程度

対象道路が視認でき、対象道路に近接する花博記念公園鶴見緑地及び史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」について、圧迫感の検討を行いました。検討結果を以下に示します。

調査結果より、花博記念公園鶴見緑地及び史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」における人と自然との触れ合いの活動は、主として花博記念公園鶴見緑地の施設内における散歩や散策で、対象道路に近接する箇所は、鶴見緑地駅(大阪市営地下鉄長堀鶴見緑地線)とのアクセス路として利用されています。対象道路に近接する箇所を図 8-17-2 に示します。

アクセス路の西側に対象道路構造物の換気所が存在し、圧迫感が生じる仰角 18° 以上となりますが、主な視野の方向(北又は南)ではありません。また、換気所付近はアクセス路として利用されていますが、主に触れ合い活動が行われている場ではありません。

これらのことから、触れ合い活動の場の利用の快適性に変化を与える程度の圧迫感はないものと予測されます。

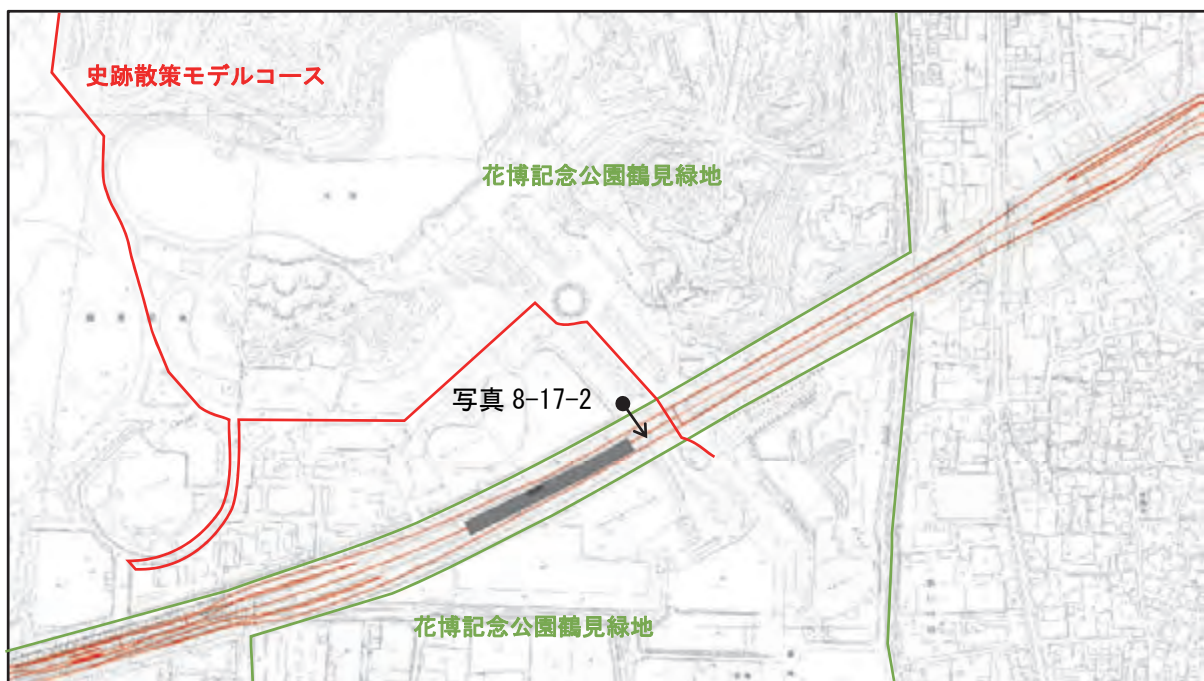


図 8-17-2 対象道路に近接する触れ合い活動の場の位置
(花博記念公園鶴見緑地及び史跡散策モデルコース)

< 現 況 >



< 完成後 >



※写真撮影地点は、花博記念公園鶴見緑地及び史跡散策モデルコースの双方に位置し、かつ、(仮称)鶴見換気所が視認できる場所とし、動線方向を撮影しています。

写真 8-17-2 フォトモンタージュ (花博記念公園鶴見緑地及び史跡散策モデルコース)

3) 環境保全措置の検討

(1) 環境保全措置の検討の状況

道路の存在に係る触れ合い活動の場に関する影響について、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、表 8-17-8 に示すとおり、環境保全措置の検討を行いました。

表 8-17-8 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
構造物(橋梁等)の形式・デザイン・色彩の検討	適	構造物(橋梁等)の形式・デザイン・色彩を検討することにより、触れ合い活動の場に及ぼす快適性の変化(雰囲気の悪化)を最小限にとどめることが見込まれます。
道路付属物(換気所、照明ポール、立入防止柵、遮音壁等)の形状、デザイン、色彩の検討	適	換気所を含む道路付属物の形式・デザイン・色彩を検討することにより、触れ合い活動の場に及ぼす快適性の変化(雰囲気の悪化)を最小限にとどめることが見込まれます。

(2) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

環境保全措置としては、「構造物(橋梁等)の形式・デザイン・色彩の検討」及び「道路付属物(換気所、照明ポール、立入防止柵、遮音壁等)の形状、デザイン、色彩の検討」を実施します。

環境保全措置の実施主体は事業者です。環境保全措置の実施内容等の検討結果は表 8-17-9 に示すとおりです。

なお、事業実施段階におけるデザイン方針の検討にあたっては、他事例における意見聴取方法等を参考として、近隣住民に対する情報提供や住民の意見聴取のプロセスについて検討を行います。

表 8-17-9(1) 環境保全措置の検討結果

実施内容	種類	構造物(橋梁等)の形式・デザイン・色彩の検討
	位置	対象道路事業実施区域内(橋梁・高架部等)
保全措置の効果		構造物(橋梁等)の形式・デザイン・色彩を検討することにより、触れ合い活動の場に及ぼす快適性の変化(雰囲気の悪化)を最小限にとどめることができます。
他の環境への影響		なし

表 8-17-9(2) 環境保全措置の検討結果

実施内容	種類	道路付属物(換気所、照明ポール、立入防止柵、遮音壁等)の形状、デザイン、色彩の検討
	位置	(仮称)豊崎換気所、(仮称)鶴見換気所、その他道路付属物
保全措置の効果		換気所を含む道路付属物の形式・デザイン・色彩を検討することにより、触れ合い活動の場に及ぼす快適性の変化(雰囲気の悪化)を最小限にとどめることができます。
他の環境への影響		なし

4) 評 価

(1) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

道路の存在に係る触れ合い活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行いました。

(2) 評価の結果

① 回避又は低減に係る評価

対象道路は、主にトンネル構造を採用するとともに、明かり部については極力既存道路の敷地を利用し、触れ合い活動の場及び自然資源の改変をできる限り避けた計画としています。

予測の結果、花博記念公園鶴見緑地及び史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」が対象道路に近接しますが、利用の快適性に変化を与える程度の圧迫感はないほか、主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変、利用性、快適性の変化は生じないと予測されました。

また、表 8-17-9 に示す「構造物(橋梁等)の形式・デザイン・色彩の検討」及び「道路付属物(換気所、照明ポール、立入防止柵、遮音壁等)の形状、デザイン、色彩の検討」を実施し、活動の場に及ぼす快適性の変化(雰囲気悪化)を最小限にとどめることとしています。

このことから、道路の存在に係る触れ合い活動の場に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。

17.2 工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る人と自然との触れ合いの活動の場

1) 調査

(1) 調査の手法

① 調査した情報

主要な触れ合い活動の場の分布を調査しました。

② 調査手法

調査は、既存資料調査により行いました。既存資料は表 8-17-1 に示したとおりです。

③ 調査地域

工事施工ヤード及び工事用道路等の設置により主要な触れ合い活動の場の改変が想定される地域としました。

④ 調査期間等

既存資料調査の調査期間等は、最新のもの入手可能な時期とします。

(2) 調査の結果

「第 8 章 第 17 節 17.1 道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場」の主要な触れ合い活動の場の分布の調査結果と同様です。

2) 予測

(1) 予測の手法

① 予測手法

主要な触れ合い活動の場と工事施工ヤード及び工事用道路等の設置が想定される範囲を重ね合わせ、図上解析により予測しました。

② 予測地域

工事施工ヤード及び工事用道路等の設置により主要な触れ合い活動の場の改変が想定される地域としました。

③ 予測対象時期等

工事施工ヤード及び工事用道路等が設置される時期としました。

(2) 予測の結果

工事施工ヤード及び工事用道路等の設置に伴う主要な触れ合い活動の場の改変状況を表 8-17-10 に示します。

主要な触れ合い活動の場である史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」は、図 8-17-3 に示すとおり、対象道路と交差する箇所の付近で工事施工ヤード及び工事用道路等の設置に伴う一時的な改変が生ずるものの、蓋かけや迂回路の設置により利用に支障が生じない工法により施工を行うことから、触れ合い活動の場としての機能が確保されます。

その他の主要な触れ合い活動の場においては、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置に伴う改変は生じません。

表 8-17-10 主要な触れ合い活動の場の改変の程度

番号	名称	工事施工ヤード及び工事用道路等の設置に伴う改変状況	
1	花博記念公園鶴見緑地	改変されません	
2	淀川河川公園	西中島地区・十三野草地区	改変されません
3		長柄地区・長柄河畔地区	改変されません*
4		毛馬地区	改変されません
5	歴史の散歩道-大阪史跡連絡散歩道-淀川・江口コース	改変されません	
6	史跡散策モデルコース	西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース	対象道路との交差部において一時的な改変が生じます

注) 表中の番号は図 8-17-1 に対応しています。

※ 対象道路事業実施区域は淀川河川公園（長柄地区・長柄河畔地区）の位置と重なりますが、トンネル構造(シールド工法)となるため、改変は生じません。

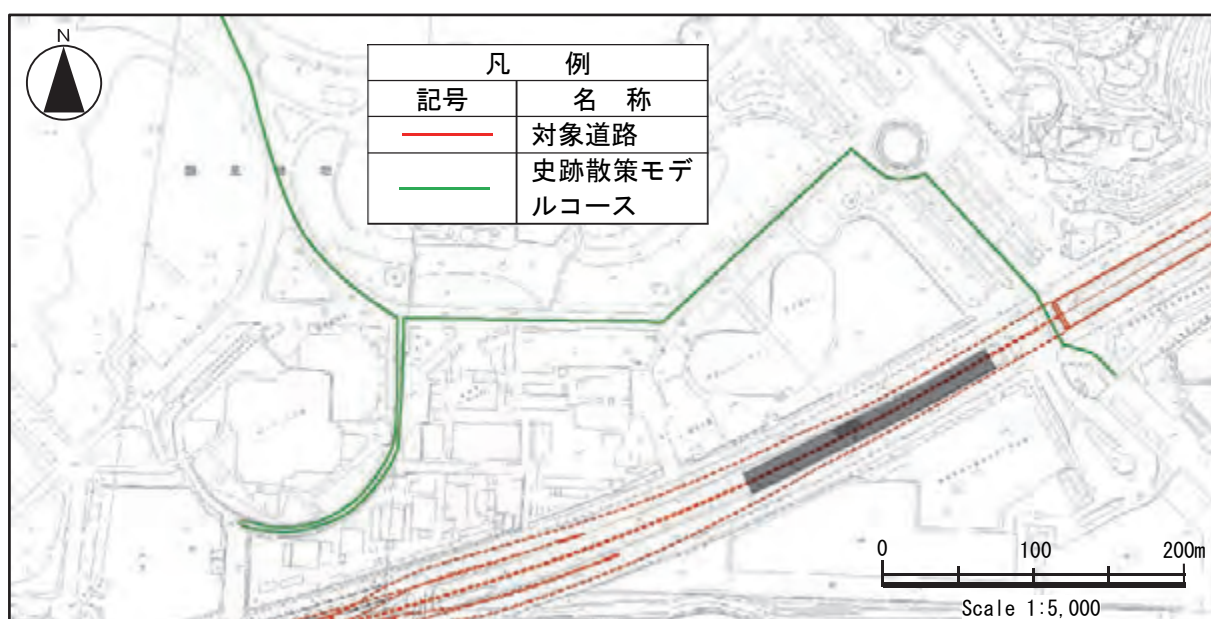


図 8-17-3 主要な触れ合いの活動の場の図上解析結果
(史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」)

3) 環境保全措置の検討

予測の結果、主要な触れ合い活動の場である史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」の一部で一時的な変化が生ずるものの、蓋かけや迂回路の設置により利用に支障が生じない工法により施工を行うこと等から、触れ合い活動の場としての機能が確保されます。

このことから、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る触れ合い活動の場への影響は極めて小さいものと考えられ、環境保全措置の検討は行わないこととしました。

4) 評価

(1) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

工事施工ヤード及び工事用道路等の設置に係る触れ合い活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行いました。

(2) 評価の結果

① 回避又は低減に係る評価

対象道路は、主にシールドトンネル構造を採用するとともに、工事施工ヤード及び工事用道路等については、対象道路事業実施区域内及び既存道路を極力利用し、主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変をできる限り避けた計画としています。

予測の結果、主要な触れ合い活動の場である史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」の一部で一時的な変化が生ずるものの、蓋かけや迂回路の設置により利用に支障が生じない工法により施工を行うこと等から、触れ合い活動の場としての機能が確保されます。

このことから、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る触れ合い活動の場に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。

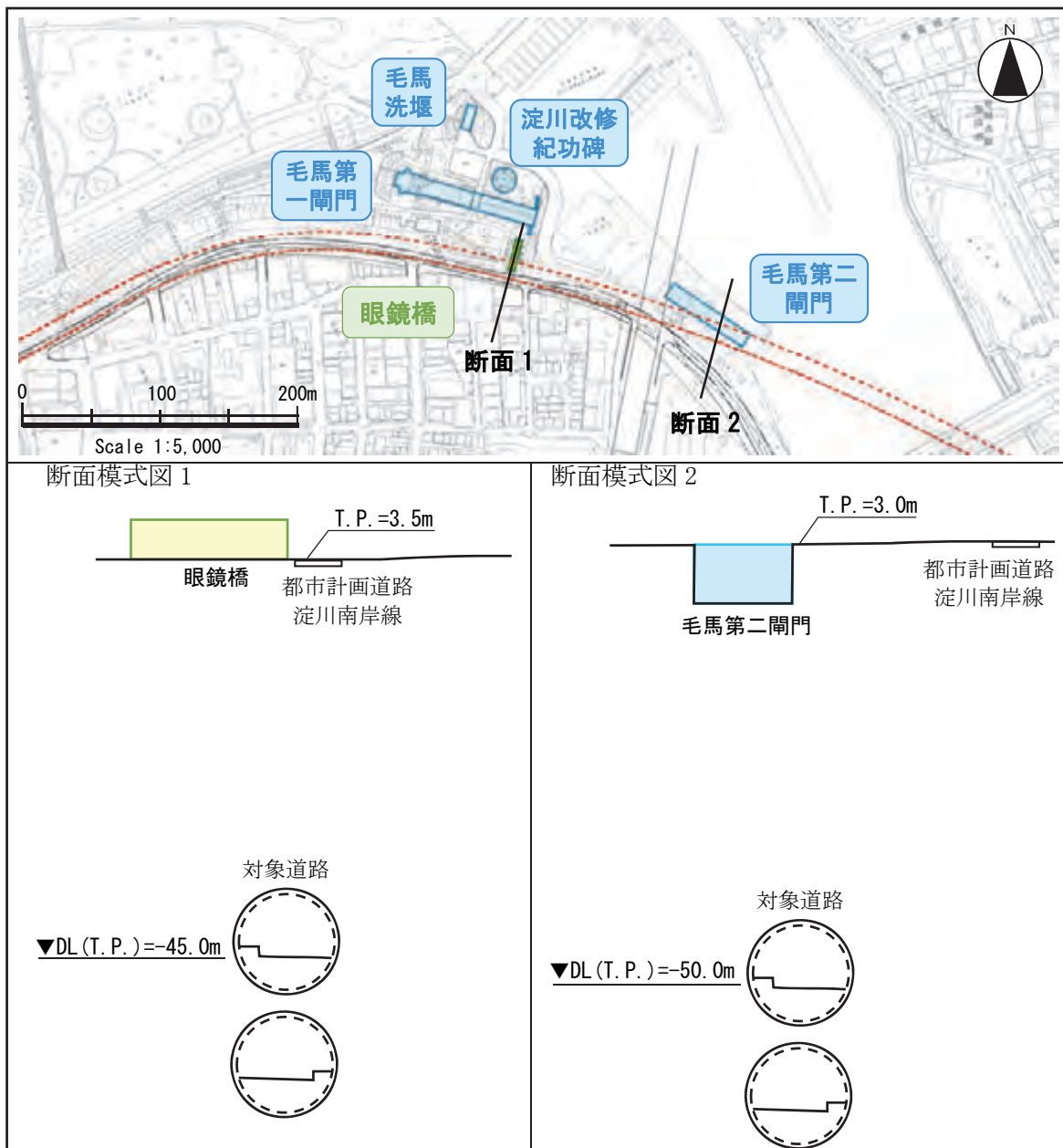
第18節 文化財

対象道路事業実施区域には埋蔵文化財包蔵地が存在し、切土工等、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る文化財への影響が考えられるため、調査、予測及び評価を行いました。

なお、重要文化財等の有形文化財については、対象道路のルート・構造の選定にあたり、回避する計画※としていることから、調査、予測及び評価の対象外としました。

※対象道路のルート・構造の選定に際する環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容については、「第3章 第2節 2.12 環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容」を参照。

重要文化財等の有形文化財の位置は、「第4章 第2節 2.7.12) 文化財保護法に基づく史跡、名勝及び天然記念物等」を参照。



参考図：対象道路のルート・構造と毛馬付近有形文化財（建造物）等との関係図

18.1 切土工等、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る文化財

1) 調査

(1) 調査の手法

① 調査した情報

a) 埋蔵文化財包蔵地の状況

埋蔵文化財包蔵地の内容、位置、範囲等を調査しました。

② 調査手法

調査は、既存資料調査によるほか、関係機関への聞き取りにより行いました。既存資料を表8-18-1に、聞き取り先等を表8-18-2に示します。

表 8-18-1 既存資料一覧

資料名	発行者	資料確認時点
大阪府地図情報提供システム	大阪府(HP)	平成27年4月時点

表 8-18-2 文化財の聞き取り先等

聞き取り先	聞き取り年月日
大阪市教育委員会事務局総務部文化財保護課	平成27年4月6日、7日
守口市教育委員会生涯学習部生涯学習課	平成27年5月12日
門真市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課	平成27年5月12日

③ 調査地域

調査地域は、対象道路事業実施区域及びそこに含まれる埋蔵文化財包蔵地としました。

④ 調査期間等

既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期としました。

(2) 調査の結果

① 埋蔵文化財包蔵地の状況

「第4章 第2節 2.7 12) 文化財保護法に基づく史跡、名勝及び天然記念物等」に示した埋蔵文化財包蔵地のうち、対象道路事業実施区域及びそこに含まれる埋蔵文化財包蔵地は表 8-18-3 及び図 8-18-1、図 8-18-2(1)～(2)に示すとおりです。

また、各埋蔵文化財包蔵地の内容は、表 8-18-4 に示すとおりです。

表 8-18-3 対象道路事業実施区域及びそこに含まれる埋蔵文化財包蔵地

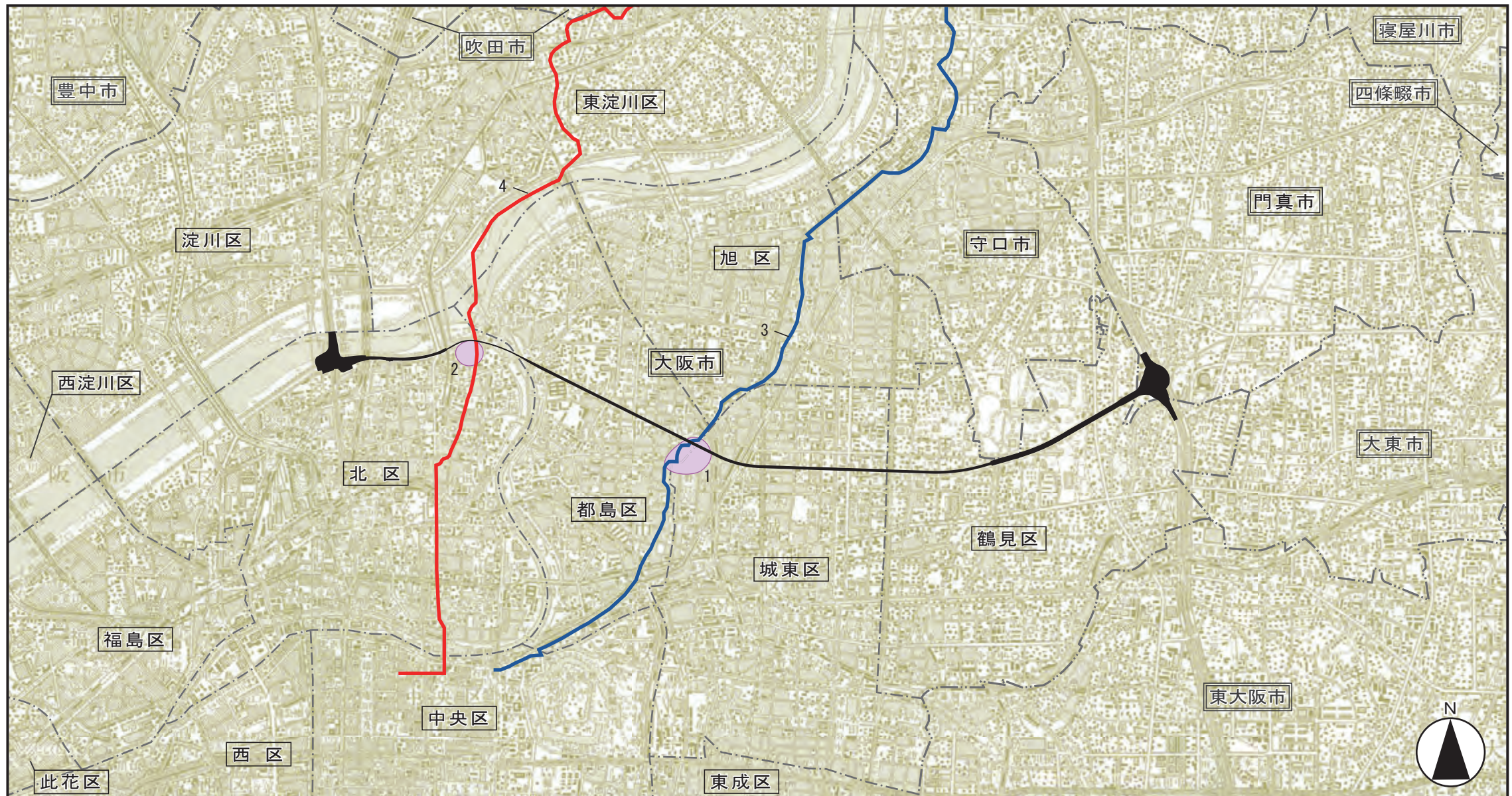
No.	名称	時代	種類
1	榎並城跡伝承地	中世	城館跡
2	長柄西遺跡	弥生	散布地
3	京街道	近世	その他
4	三島街道	近世	その他

出典：大阪府地図情報提供システム（平成23年3月、大阪府ホームページ）

表 8-18-4 対象道路事業実施区域及びそこに含まれる埋蔵文化財包蔵地の内容

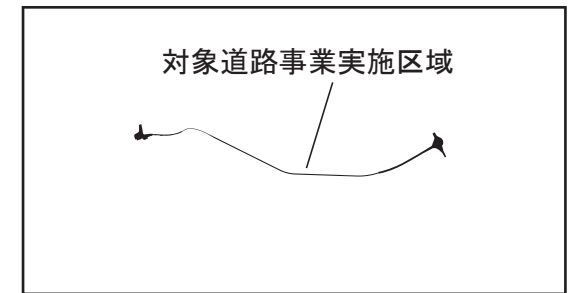
No.	名称	内容
1	榎並城跡伝承地	深さ 50cm～2.5m、弥生～中世集落跡
2	長柄西遺跡	深さ 50cm～2.0m、弥生～江戸集落跡
3	京街道	街道
4	三島街道	街道

注) 表中の内容については、大阪市教育委員会事務局総務部文化財保護課調べ（平成27年4月時点）



凡 例			
記号	番号	名称	種類
○	1	榎並城跡伝承地	城館跡
	2	長柄西遺跡	散布地
—	3	京街道	その他の遺跡
—	4	三島街道	

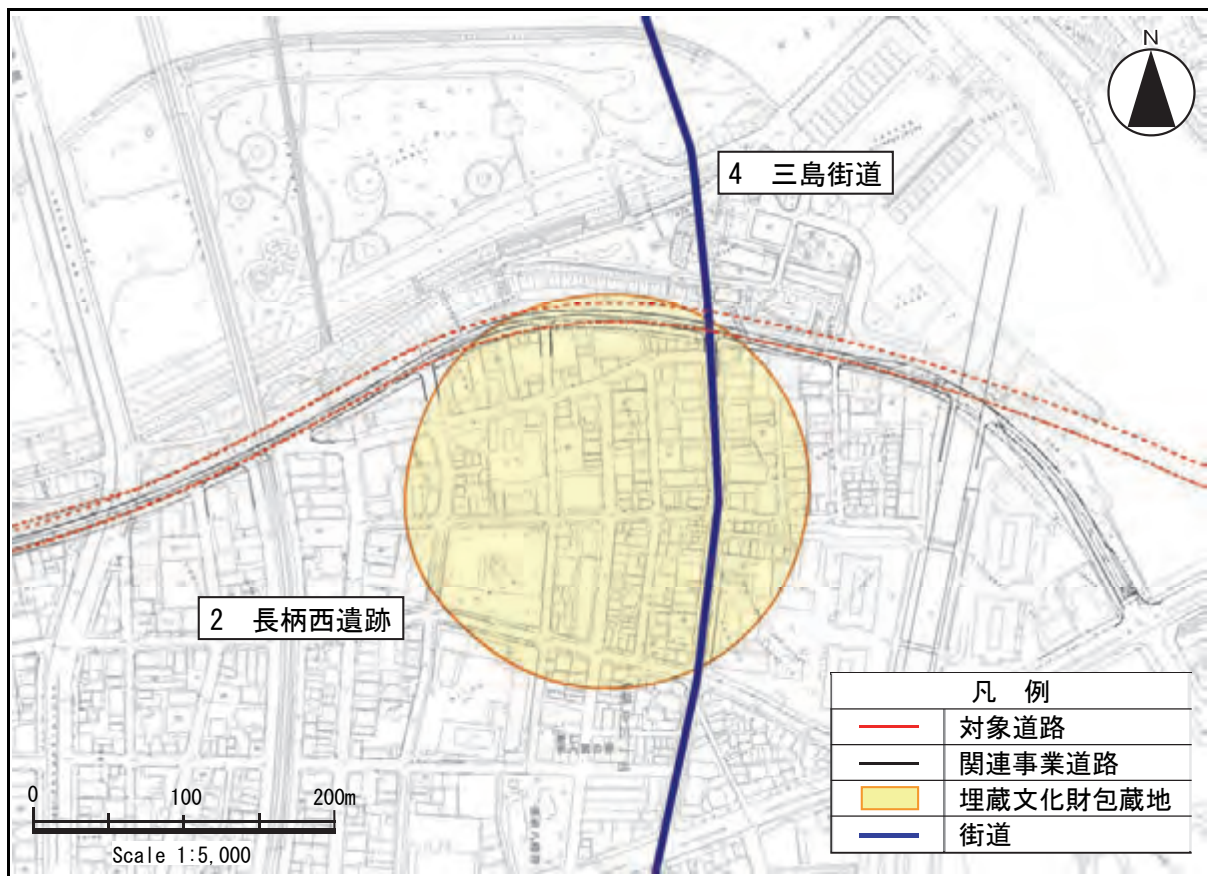
出典：大阪府地図情報提供システム(大阪府ホームページ)



1000m 0 1 2km
Scale 1:50,000

図名

図8-18-1 埋蔵文化財包蔵地位置図



断面模式図

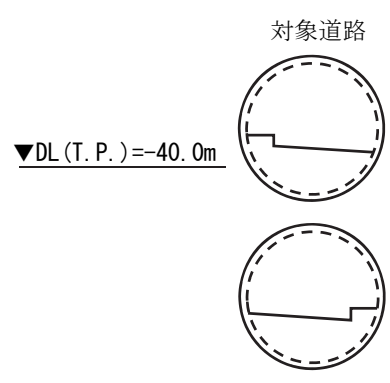
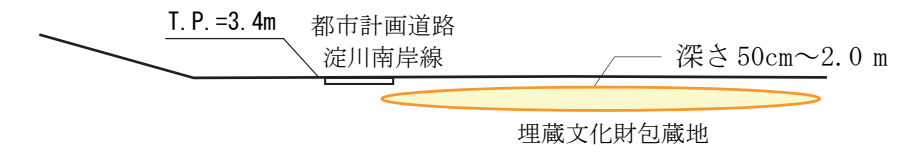


図 8-18-2(1) 埋蔵文化財包蔵地詳細位置図

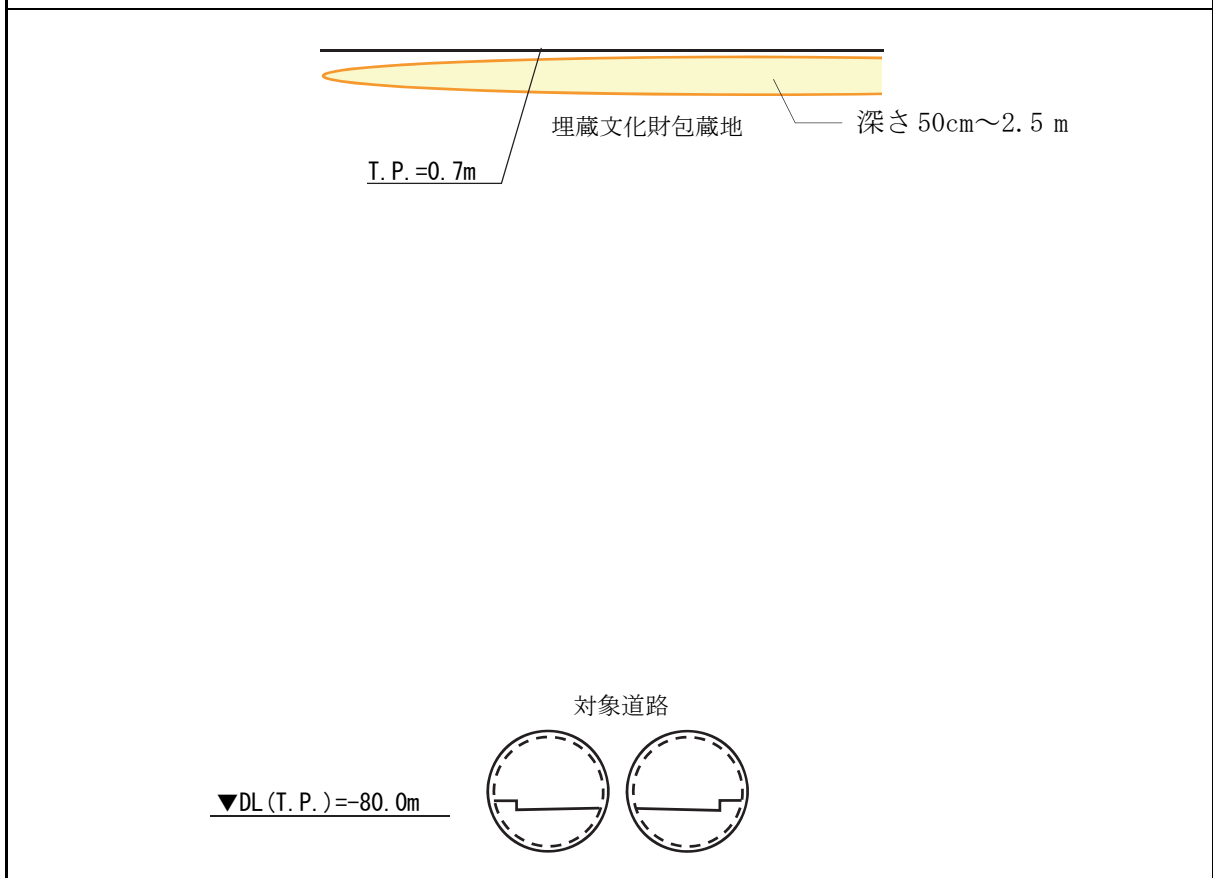
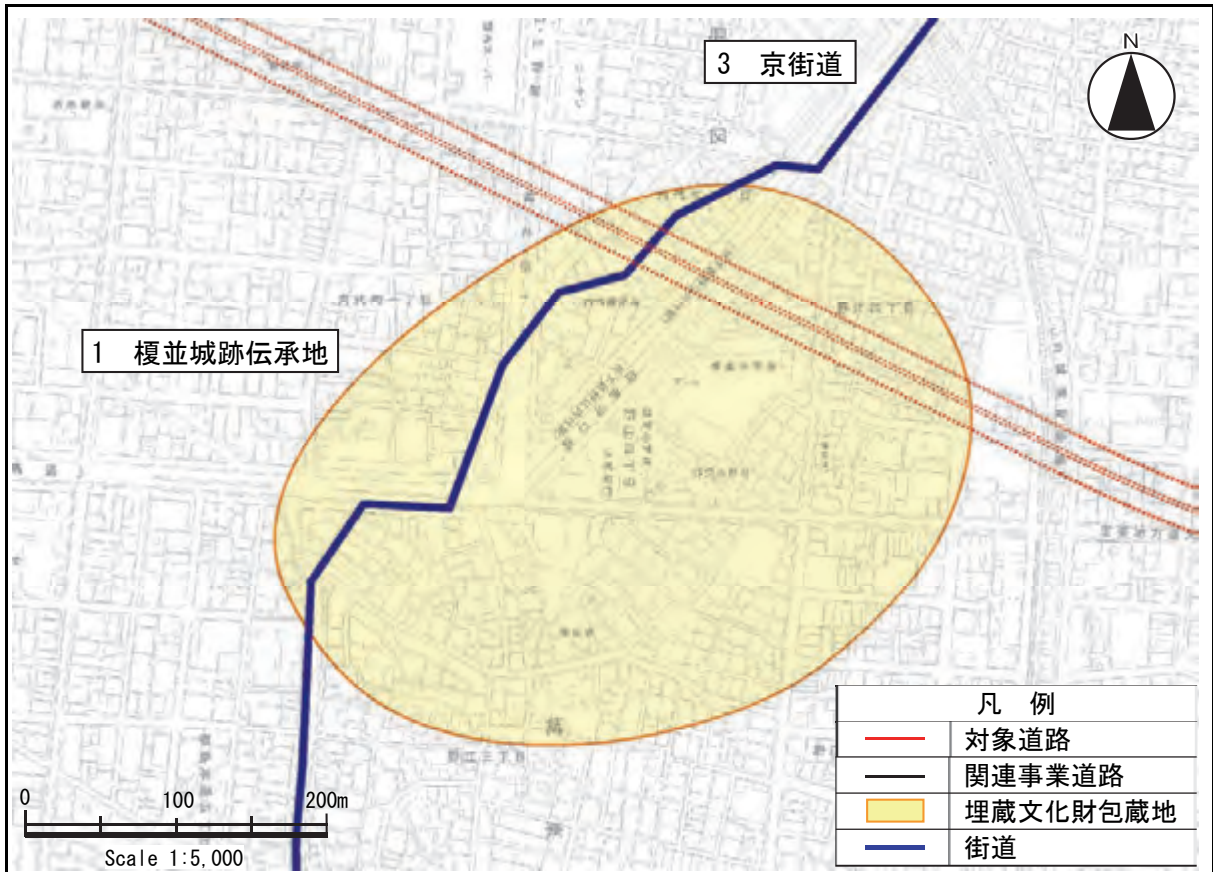


図 8-18-2(2) 埋蔵文化財包蔵地詳細位置図

2) 予 測

(1) 予測の手法

① 予測手法

埋蔵文化財包蔵地の改変の程度は、その位置と工事の実施範囲を重ね合わせるにより予測しました。

② 予測地域

調査地域のうち、埋蔵文化財包蔵地の改変が生じる可能性がある地域としました。

③ 予測対象時期等

工事期間としました。

(2) 予測の結果

対象道路事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地として榎並城跡伝承地、長柄西遺跡、京街道、三島街道の4箇所が存在しますが、対象道路は周知の埋蔵文化財包蔵地の地下約30m～80mの位置をトンネル構造で通過し、改変のおそれはありません。

また、その他の周知の埋蔵文化財包蔵地についても、切土工等、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に伴う改変のおそれはありません。

これらのことから、対象道路事業による埋蔵文化財包蔵地への影響は無いと予測されます。

3) 環境保全措置の検討

(1) 環境保全措置の検討の状況

予測の結果、工事の実施により周知の埋蔵文化財包蔵地を改変するおそれはないと考えられることから、環境保全措置の検討は行わないこととしました。

なお、工事の実施にあたっては、関係法令を遵守し、関係機関と協議を行い、必要に応じて埋蔵文化財に関する発掘調査を行います。

4) 評価

(1) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

切土工等、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る文化財に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行いました。

(2) 評価の結果

① 回避又は低減に係る評価

対象道路は、大深度トンネル構造等を採用するとともに、工事施工ヤード及び工事用道路等については、対象道路事業実施区域内及び既存道路を極力利用することで埋蔵文化財包蔵地の存在する地域をできる限り避けた計画としています。

予測の結果、工事の実施により周知の埋蔵文化財包蔵地を改変するおそれはないと予測されました。

このことから、切土工等、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る文化財に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。

第19節 廃棄物等

切土工等又は既存の工作物の除去に伴い、建設副産物を対象道路事業実施区域外へ搬出することを想定しているため、予測及び評価を行いました。

19.1 切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等

1) 調査

(1) 調査の手法

予測及び評価に必要な情報は、事業特性及び地域特性の情報の把握により調査しました。

(2) 調査の結果

対象道路事業の工事計画の概要を「第3章 2.11 1) 工事計画の概要」に示します。

また、調査区域における廃棄物等に係る関係法令等の状況、廃棄物等の処理施設等の立地状況、廃棄物等の再利用・処分技術の現況を「第4章 2.8 その他の事項 2)～4)」に示します。

2) 予測

(1) 予測の手法

① 予測手法

切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等の予測は、事業特性及び地域特性の情報を基に、廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分の状況（概略の発生量、再利用量及び区域外搬出量）を予測しました。

さらに、地域特性の把握から得られる廃棄物等の再利用・処分技術の現況及び処理施設等の立地状況に基づいて実行可能な再利用の方策を検討しました。

② 予測地域

切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等が発生する対象道路事業実施区域としました。

③ 予測対象時期等

工事期間としました。

(2) 予測の結果

切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等の発生量、再利用量及び区域外搬出量を表8-19-1(1)～(2)に示します。

予測の結果、建設発生土については、主に開削トンネル区間や掘割区間の掘削工等により1,407千 m^3 が発生します。建設汚泥については、トンネル区間の掘削工（シールド工法）及び高架区間の基礎杭工により1,936千 m^3 が発生します。コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、主に既存の工作物の除去により、コンクリート塊0.4千 m^3 、アスファルト・コンクリート塊3.1千 m^3 が発生します。なお、建設発生木材については、ほとんど発生しません。

また、発生する廃棄物等のうち、建設発生土については、主に開削トンネル区間の埋戻土等として517千 m^3 を再利用する計画となっており、区域外搬出量は890千 m^3 と予測されます。

なお、建設汚泥、コンクリート塊、及びアスファルト・コンクリート塊については、発生量の全量を区域外搬出します。

表 8-19-1(1) 廃棄物等の予測結果（発生量）

種 類		発生量	主な工事区分 ^{注1)} 毎の発生量				
			①	②	③	④	⑤
建設発生土	予測量 (千 m^3)	1,407	—	1329.0	21.0	—	57.0
建設汚泥	予測量 (千 m^3)	1,936	1914.8	—	—	—	21.5
コンクリート塊	予測量 (千 m^3)	0.4	—	0.4			—
アスファルト・コンクリート塊	予測量 (千 m^3)	3.1	—	3.1			—
建設発生木材	予測量 (千 m^3)	0	—	—	—	—	—

注1) 「主な工事区分」は、下記の①～⑤を示します。

①トンネル（シールド工法）、②トンネル（開削工法）、③土工（掘削部）、④土工（盛土部）、⑤高架

注2) コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については、既設の工作物（主に既存道路）の除去により発生するため、既存道路の面積等から算出しています。このため、主な工事区分②③④の詳細内訳を算出していません。

表 8-19-1(2) 廃棄物等の予測結果（再利用量）

種 類		再利用量	主な工事区分 ^{注1)} 毎の再利用量				
			①	②	③	④	⑤
建設発生土	予測量 (千 m^3)	517	—	489.7	1.60	4.3	20.9

注1) 「主な工事区分」は、下記の①～⑤を示します。

①トンネル（シールド工法）、②トンネル（開削工法）、③土工（掘削部）、④土工（盛土部）、⑤高架

注2) 「再利用量」は、本事業の現場内利用量（主に開削トンネル区間の埋戻土等）を示します。

3) 環境保全措置の検討

(1) 環境保全措置の検討の状況

切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等に関する影響について、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、表 8-19-2 に示すとおり、環境保全措置の検討を行いました。

表 8-19-2 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の 適 否	適否の理由
現場内利用の促進	適	建設発生土の最終処分量の低減が見込まれます。
工事間流用の促進	適	建設発生土の最終処分量の低減が見込まれます。
再資源化施設への搬入等による他事業等での利用	適	廃棄物等の最終処分量の低減が見込まれます。

環境保全措置の検討にあたっては、廃棄物等に関する関係法令及び地域特性の把握から得られる廃棄物等の再利用・処分技術の現況及び処理施設等の立地条件に基づいて、対象道路事業実施区域外への搬出対象の実行可能な再利用や縮減等の方策を検討しました。なお、建設発生土と建設汚泥との区分については、「建設汚泥処理土利用技術基準」（平成 18 年 6 月、国土交通省）及び「掘削工事に伴う汚泥と土砂の判断区分について」（平成 24 年 4 月、大阪府・大阪市・堺市・豊中市・高槻市・東大阪市）に基づき判別します。

建設発生土については、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年法律第 48 号）等の関係法令、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」（平成 15 年 10 月、国土交通省）及び「建設リサイクル推進計画 2014」（平成 26 年 9 月、国土交通省）に基づき、さらなる現場内利用の促進を図るとともに、全国の公共工事等発注担当者が共通して利用できる「建設発生土情報交換システム」による工事間利用などの再利用に努めます。また、余剰分を処理・処分する場合は、事業者が処理方法等について適切に検討・把握するとともに、処分の実施状況について確認を行います。

建設汚泥については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（平成 18 年 6 月、国土交通省）に準拠し、リサイクル施設へ搬出して有価物化するなどの再利用に努め、最終処分場への搬出量の削減、不適正処理の防止を図ります。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく再生利用制度の活用についても事業実施段階において検討するとともに、余剰分を処理・処分する場合は、マニフェスト制度に基づき、事業者が処理の流れを把握・管理するとともに、最終処分について確認を行います。

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）において再資源化の実施が義務付けられており、工事の際には分別解体し、ほぼすべて再資源化を図ります。

区域外搬出する廃棄物等については、対象道路事業実施区域周辺の再利用、処理・処分を行う施設において、十分処理できることを確認していますが、事業実施段階において、再度、その位置、処理実績及び受入可能性等を把握します。また、工事施工ヤード等において、一時保管が必要となった場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）及び「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」（平成 26 年大阪府条例第 177 号）に基づき適切に対処します。

これらの廃棄物等については、工法の検討などにより発生量の抑制に努めるとともに、表 8-19-3 に示す「建設リサイクル推進計画 2014」（平成 26 年 9 月、国土交通省）及び「大阪府建設リサイクル推進計画 2011」（平成 23 年 3 月、大阪府）で設定された目標値を上回るように努めます。

なお、建設リサイクル推進計画の目標値を達成した場合の最終処分量については、表 8-19-4 に示すとおりです。

表 8-19-3 建設リサイクル推進計画の目標値

対象品目		全 国	大阪府
		平成 30 年度	平成 27 年度
建設発生土	建設発生土有効利用率	80%以上	90%以上
建設汚泥	再資源化率・縮減率	90%以上	95%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	概ね 100%
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	概ね 100%
建設発生木材	再資源化率・縮減率	95%以上	98%以上

注) 各対象品目における目標値の定義は以下のとおりです。

<建設発生土有効利用率>

- ・建設発生土発生量に対する現場内利用及びこれまでの工事間利用等で適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

なお、大阪府における目標値は、「有効利用率」を示しており、その定義は以下のとおりです。

(土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量) / 土砂利用量

ただし、利用量には現場内利用を含む

<再資源化・縮減率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

資料：「建設リサイクル推進計画 2014」（平成 26 年 9 月、国土交通省）

「大阪府建設リサイクル推進計画 2011」（平成 23 年 3 月、大阪府）

表 8-19-4 建設リサイクル推進計画の目標値を達成した場合の最終処分量

対象品目		全 国	大阪府
建設発生土	予測量 (千 m ³)	178	—
建設汚泥	予測量 (千 m ³)	194	96.8
コンクリート塊	予測量 (千 m ³)	0.004	0
アスファルト・コンクリート塊	予測量 (千 m ³)	0.031	0
建設発生木材	予測量 (千 m ³)	0	0

注) 建設発生土に関する大阪府の建設リサイクル推進計画の目標値は、下記の定義に基づく「有効利用率」を示しているため、最終処分量を算定することができません。

- ・(土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量) / 土砂利用量

ただし、利用量には現場内利用を含む

(2) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

環境保全措置としては、「現場内利用の促進」、「工事間流用の促進」及び「再資源化施設への搬入等による他事業等での利用」を実施します。

環境保全措置の実施主体は事業者です。環境保全措置の実施内容等の検討結果は表 8-19-5に示すとおりです。また、環境保全措置の実施後に生じた余剰分は関係法令に基づいて適切に処理・処分します。

なお、工事施工ヤード等において、建設発生土の仮置き等の一時保管が必要となった場合には、周辺の生活環境・自然環境に影響が生じないように、仮置き場の設置場所を選定するとともに、仮置き場までの適切な運搬及び仮置き場の適正な管理が図られるよう、カバーシートや遮水シート等による廃棄物等の飛散・流出の防止を適切に行います。

表 8-19-5(1) 環境保全措置の検討結果

実施内容	種類	現場内利用の促進
	位置	対象道路事業実施区域
保全措置の効果	事業実施に伴い発生した建設発生土を現場内利用することにより、廃棄物等の最終処分量が低減します。	
他の環境への影響	なし	

表 8-19-5(2) 環境保全措置の検討結果

実施内容	種類	工事間流用の促進
	位置	対象道路事業実施区域の周辺
保全措置の効果	事業実施に伴い発生した建設発生土を他の事業において利用することにより、廃棄物等の最終処分量が低減します。	
他の環境への影響	なし	

表 8-19-5(3) 環境保全措置の検討結果

実施内容	種類	再資源化施設への搬入等による他事業等での利用
	位置	対象道路事業実施区域の周辺
保全措置の効果	事業実施に伴い発生した廃棄物等を再資源化することにより、廃棄物等の最終処分量が低減します。	
他の環境への影響	なし	

4) 評価

(1) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行いました。

(2) 評価の結果

① 回避又は低減に係る評価

対象道路事業は、対象道路事業実施区域内において、できる限り既存道路等の公共敷地を利用し、建物の取り壊し等により生じる廃棄物等の発生を少なくする計画としています。また、環境保全措置として、表 8-19-5 に示す「現場内利用の促進」、「工事間流用の促進」及び「再資源化施設への搬入等による他事業等での利用」を実施し、「建設リサイクル推進計画 2014」（平成 26 年 9 月、国土交通省）及び大阪府建設リサイクル推進計画 2011」（平成 23 年 3 月、大阪府）で設定された目標値を上回るように努めることとしています。さらに、工事施工ヤード等において、建設発生土の仮置き等の一時保管が必要となった場合には、関係法令に基づき、周辺的生活環境や自然環境に影響が生じないように適切に対処するとともに、建設発生土の運搬時においては、周辺的生活環境・自然環境への配慮として、粉じん等の飛散防止等に努めることとしています。

これらのことから、切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。

事業実施段階においては、施工計画の具体化にあたり工法の検討などにより、建設発生土等の発生量の抑制及び再利用による区域外搬出量の縮減等に可能な限り努めるとともに、廃棄物等については土地の改変前に、その種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を検討し、関係法令に基づき、適正に処理・処分します。また、「公共用地の取得における土壤汚染への対応に係る取扱指針」（平成 15 年 4 月、国土交通省）に基づき、土地利用の履歴等の調査を公共用地取得に必要な調査・測量の一環として実施し、土壤汚染が存在する、あるいは土壤汚染が存在するおそれのある土地が判明した場合には、土壤汚染対策法等に基づき、適切に対処します。

工事の実施にあたっては、土壤に係る事後調査等により土壤汚染及び地下水汚染の存在が確認された土地からの建設発生土について、サンプリングを適宜実施し、「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）及び「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）等に基づき、適切に対処します。また、対象道路事業実施区域に近接して廃棄物処理法に基づく指定区域が存在することから、掘削工に伴い廃棄物等が出現した場合には、関係法令に基づき、適切に処理・処分します。なお、大深度地下区間における掘削工（シールド工法）により発生する汚泥については、酸化反応が発生する土砂が含まれていることも考えられるため、事業実施段階における地質調査等の結果を踏まえ、酸化反応が発生する土砂の把握方法等の検討を行い、事業者が関係機関と協議し、専門家の意見及び指導を得ながら、必要に応じた拡散防止対策を講じた上で、酸化反応による掘削土の酸性化を pH 試験等で確認するとともに、酸性化による重金属溶出性の変化を調査し、重金属の溶出が確認された場合は、適切に処理・処分します。